# 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

令和5年6月30日 荒 川 区

#### 1. 全職員に係る情報

· — 100 20 · - 10 · 0 · 10 · 10	
職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.7 %
全職員	80.5 %

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

## (1) 役職段階別

<b>役職段階</b>	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長·次長相当職	105.2 %
本庁課長相当職	97.4 %
本庁課長補佐相当職	97.9 %
本庁係長相当職	100.3 %

#### (2) 勤続年数別

-/ 主川小 一 3人川	
勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87 %
31~35年	92.7 %
26~30年	93.9 %
21~25年	91.3 %
16~20年	87.9 %
11~15年	84.9 %
6~10年	86.4 %
1~5年	86.9 %

### 【説明欄】

職員の給与については、条例に定める給料表に基づき決定されており、制度上は男女の差はないが、役職(職層)や採用区分、勤続年数のほか各種手当の支給状況等が男女で差が生じる要因となる。

なお、男女の給与の差異を算出するにあたり、勤務日数(時間数)に応じた職員数に換算している。 任期の定めのない常勤職員以外の職員については、月額で報酬を定める職員を算出の対象とし、 所定勤務時間に応じて職員数を換算している。